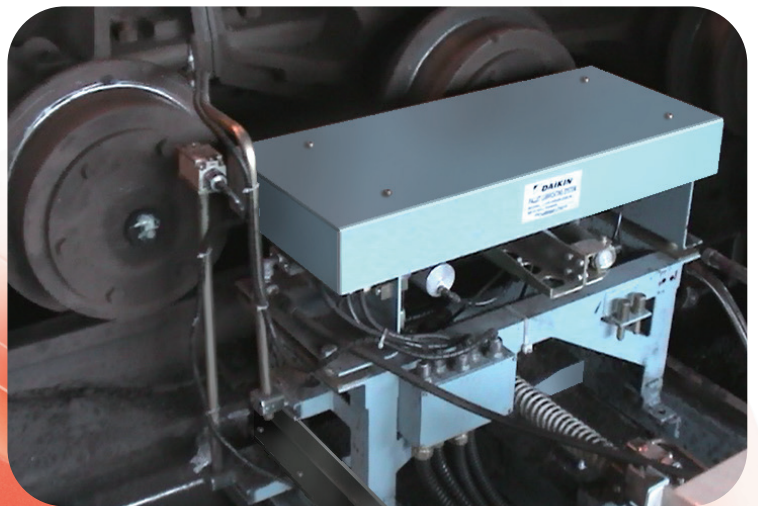


CENTRALIZED LUBRICATING SYSTEM

PALETTE

パレット車輪給脂装置

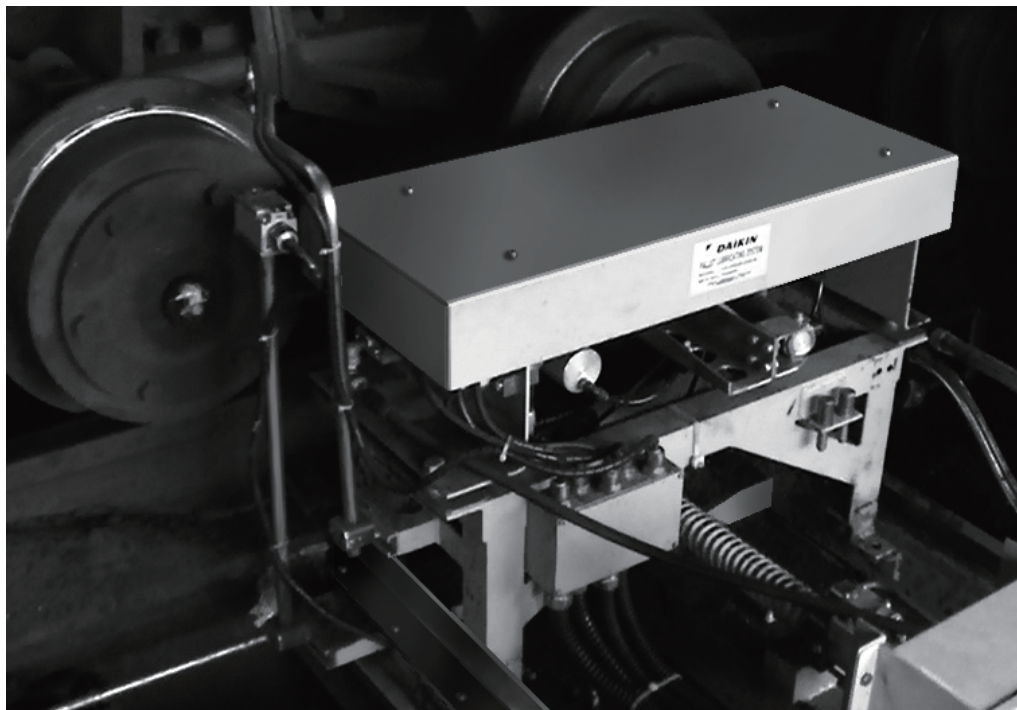
CS-3000シリーズ



ダイキン集中潤滑装置

パレット車輪給脂装置

CS-3000シリーズ



焼結工場の安定・安全操業に貢献します

■概要

○製鉄所における焼結工場のパレット台車やクーラ台車は、製鉄工場の連続した生産工程に重要な役割を担っています。この台車の車輪軸受に対して稼働中に自動的に適正な給油を行うことで設備の寿命延長、危険防止を図ることが出来ます。

■特長

○設備の寿命延長

適正な給油により、車輪の潤滑不良を防止し、設備の稼働率が向上し、動力費の節減も可能です。

○作業能率の向上

潤滑不良による車輪の回転不良や台車の浮き上がりなどのために台車の修理、交換などの時間が減少し、作業効率が向上します。

○省力化と危険作業の防止

工場エアと台車の移動力により駆動され、容易に確実な自動給油が出来ますので人件費の節約と共に、危険作業、給油の見落としを防止出来ます。

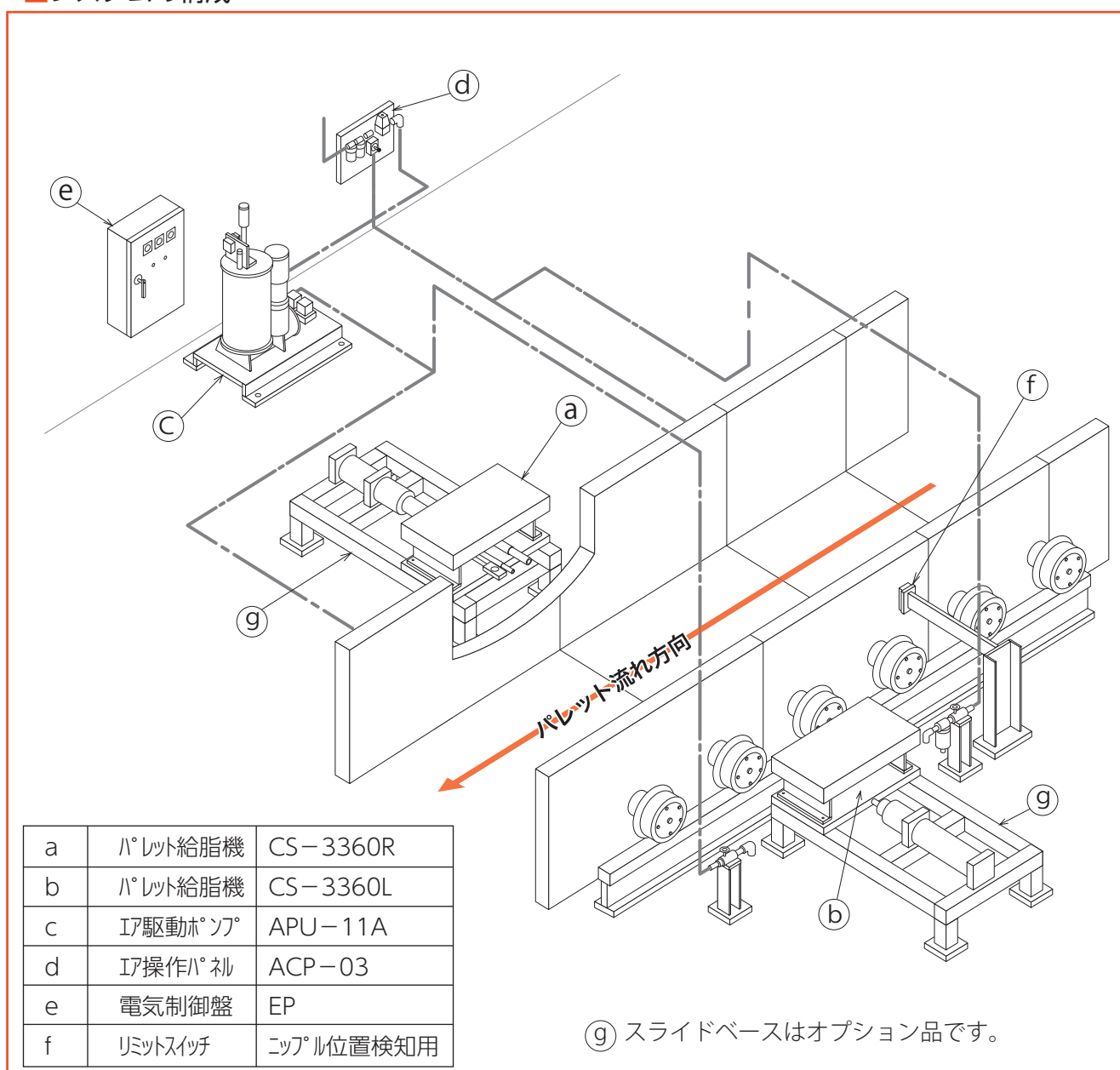
■製品の特長

- プッシュガンとガイドレバーが車輪と平行に移動するので確実に捕捉し、給油することができます。
- プッシュガンとガイドレバーは別個のエLEMENTで構成されているので大径の車輪にも対応できます。
- プッシュガン先端部は回転構造になっていて回転する車軸にとりつけられているグリースニップルとともに回転しながら給油するので接触部の摩耗を抑え、給油を確実にします。
- 使用環境が高温のため、シールパッキン類は耐熱性のフッ素製を採用しています。

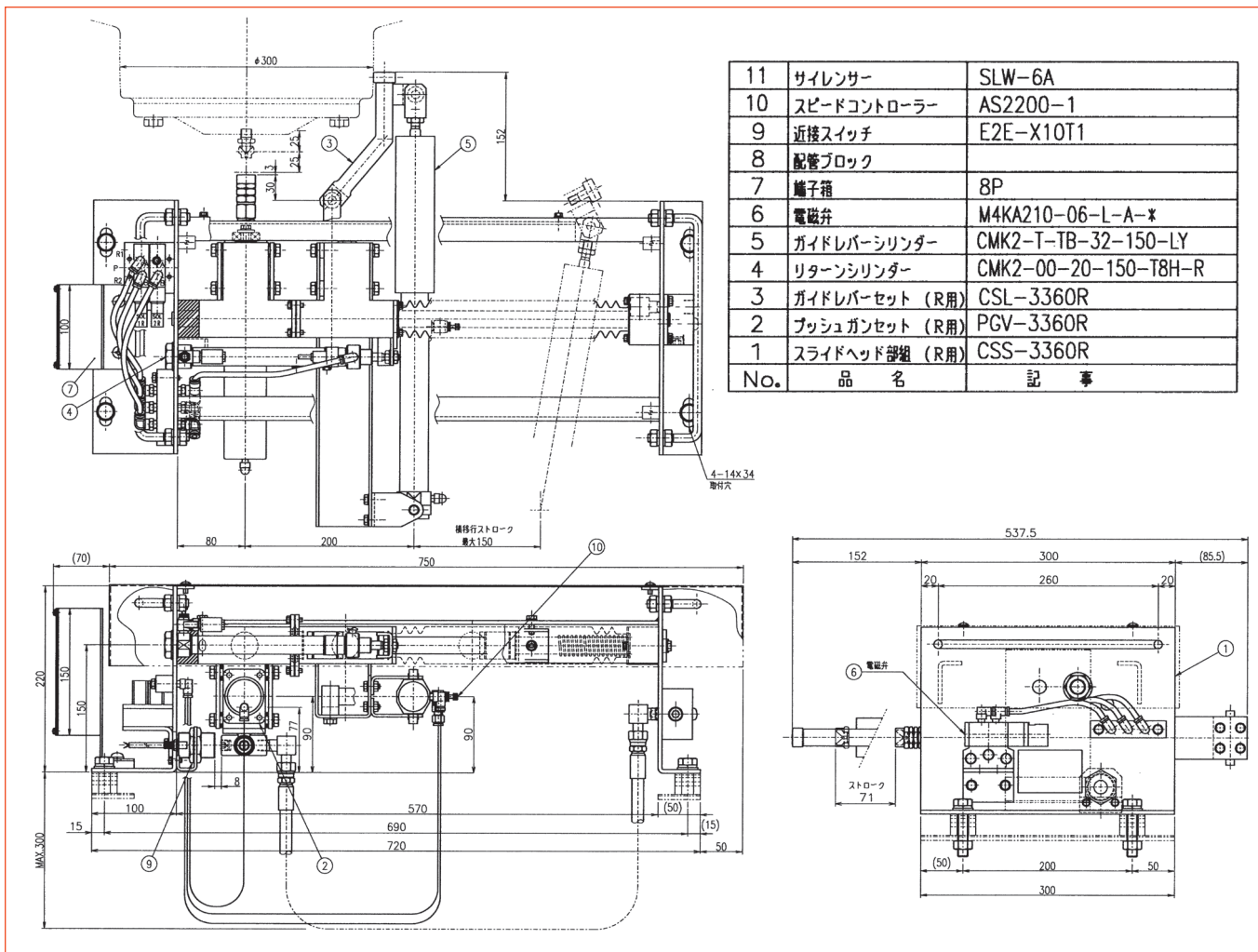
■動作説明

- 給脂機はパレットの車輪を捕捉しプッシュガンを追従させるためのガイドレバー③と給脂ニップルを捕捉するプッシュガン②、車輪と平行移動するスライドヘッド①、ガイドレバー用エアシリンダー⑤、スライドヘッド戻り用エアシリンダー④、プッシュガンの復帰を検知するセンサー⑨を備え、電磁弁⑥⑦で制御します。グリースを計量して供給する計量弁⑩とでの確に自動給油を行います。

■システムの構成



■外形寸法図



■給脂機仕様

エア供給圧力	0.4 ~ 0.5 MPa
潤滑剤供給圧力	5 ~ 15 MPa
エア消費量	1 NL (at 0.4 MPa)
パレット台車スピード	2.4 ~ 3.5 m/min
車輪ピッチ	740 ~ 760 mm
車輪径	300 mm
車輪上下振れ許容値	±4 mm
車輪横振れ許容値	±25 mm
吐出量	5 cm ³ /ストローク
調整ネジ1回転当たりの調整量	0.15 cm ³
使用潤滑剤	NLGI ちょう度
潤滑剤供給圧力	No.0 ~ No.1 グリース
周囲温度	5 ~ 60 °C

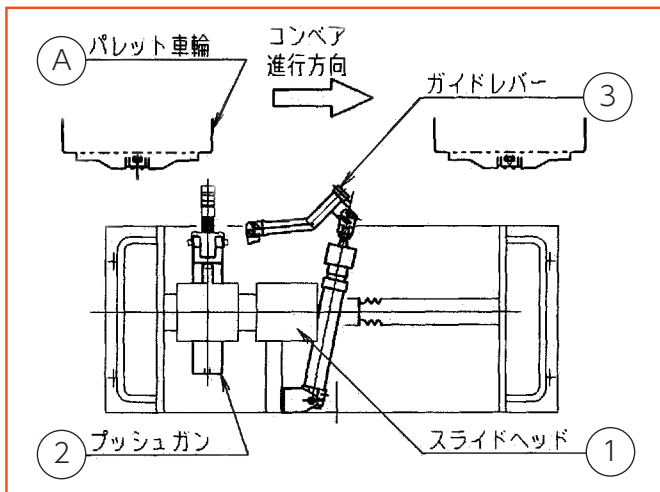
■形式記号説明

CS-3360	※-T	※-※※	
			デザイン番号
			ソレノイド電圧
			A: AC100V
			B: AC200V
			C: AC110V
			D: AC220V
			各 (50/60Hz)
			P: DC24V
			制御方式
			T: タイミング制御方式
			給脂方向
			R: 右勝手
			L: 左勝手
			基本形式

○パレット台車スピード、車輪ピッチ、車輪径は、標準例です。
パレット台車の形状には、車輪幅が前後輪で異なるものやグリースニップルが上下2段のものがあります。
都度、対応が可能ですのでご紹介ください。

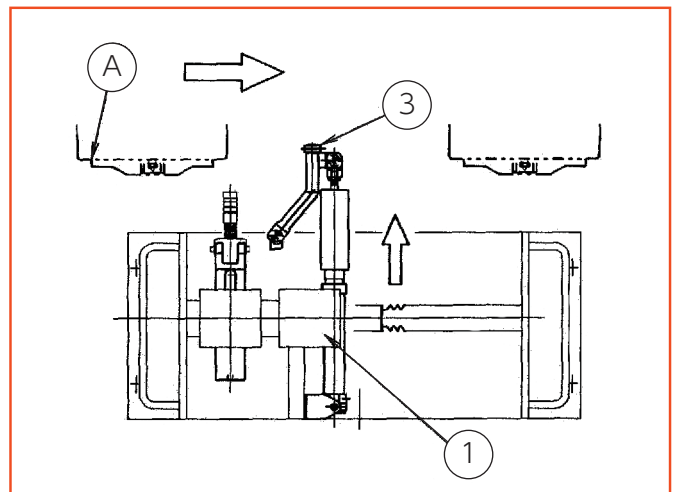
■作動説明

①初期位置—待機位置



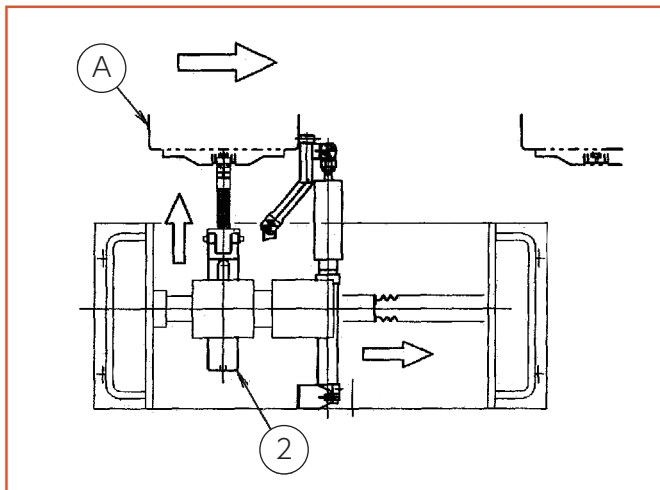
○車輪(A)の軌道内には何もなく、台車は自由に通過します。

②ガイドレバー突出、スライドヘッド移動



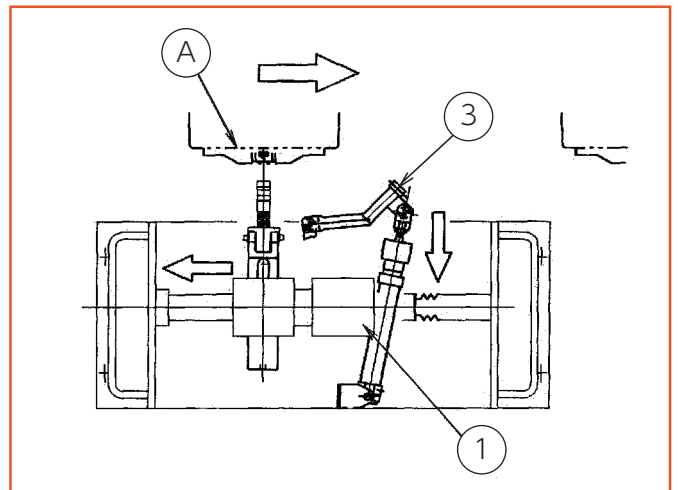
○車輪を検出してガイドレバー③が突出し、車輪を捕捉し、スライドヘッド①は共に移動します。

③給脂開始、給脂完了



○プッシュガン②が飛出し、給脂ニップルを捕捉すると給油を行い、完了すると引っ込みます。

④待機位置へ復帰



○ガイドレバー③が引っ込み、スライドヘッド①が初期位置に戻ります。

■取扱い

- 給脂機の運転には別に専用の電気制御盤、給脂ポンプ、エア操作パネルが必要となります。計画の際にお問合せください。
- 主機（パレット台車の車輪）へ取付ける給脂ニップルは、給脂ノズルの保護と外部もれ防止のため専用ニップルをご使用ください。

ご照会に際して

■ 潤滑装置のご照会には下記事項をお知らせください

1. 機械装置の全体図もしくは全体寸法を示すスケッチのご呈示
2. 移動体の種類と設置場所
3. 給油箇所（車輪部）の仕様、特に車輪部に関しては図面（スケッチ）をご明示ください。
 - (イ) 車輪（ガイド部）の形状、ピッチ
 - (ロ) 移動体の運転条件
 - (ハ) 給油口ねじ径
 - (ニ) 給油量決定上特に注意すべき事項
 - (ホ) 潤滑剤（グリース・オイル）の種類
4. 特に高温若しくは低温にさらされる場合（50℃以上、0℃以下）はその状況をくわしくご説明ください。
5. 特殊環境条件
6. ご予定のポンプ種類、制御方法
空圧、油圧ポンプ、全自動制御、半自動制御、制御盤ナシ、予備ポンプの有無
7. ポンプ、主管の位置に対するご予定またはご指示
8. 電動ポンプ、制御盤の電源（電圧、周波数）
9. 制御盤について特にご指示される事項（遠方表示、遠方操作等）
10. 駆動エア源（ドライエア希望）、油圧源の仕様
11. その他見積に関して留意すべき事項
(3、4項以下ご指示なければ弊社の規格により見積ります)
12. 見積提出に関して提出すべき図面、書類およびその部数
なお、工事付の場合は、下記事項をご明示ください。
 1. 工事場所
 2. 工事範囲（原則として、電気、基礎工事等はいりません。）
 3. 支給品の有無
例えば、電力、水（近い所にあるか）使用潤滑剤、酸素、アセチレン等

安全上のご注意

この製品をご使用になる前に潤滑システムの安全上特に注意して頂きたい内容について記載しています。

ここにあげた安全上の注意事項は、お客様への危害や損害を未然に防止するためのものです。

また、注意事項は誤った取り扱いをすると生じると想定される内容を「⚠ 警告」「⚠ 注意」の2つに区分しています。いずれも安全に関する重要な内容を記載していますので必ず守って下さい。



警告

この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。



注意

この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容または物的損害の発生が想定される内容を示しています。

警告

1. 製品の取付け・取外し、修理等をする前に制御盤の電源スイッチを切って下さい。
給脂機やポンプが自動運転してケガを損うおそれがあり、またグリースを洩らし周囲を汚損する原因となります。
2. 機械に装着した潤滑機器・配管等を足場代わりに踏んだり、手摺代わりに引っ張らないで下さい。
滑って転倒したり潤滑システムを破損する原因となります。
3. 潤滑機器を改造・分解しないで下さい。必要な場合は弊社にご相談下さい。
万一、現地でメンテナンス作業が必要な時は専門知識（油圧調整士2級程度）がある人が実施して下さい。
4. 潤滑機器を取扱う際にけがをすることがありますので、状況に応じて保護具を着用して下さい。

注意

1. 潤滑システムの試運転や運転をする時には、ビニール袋等で保護して下さい。
エアの混入したグリース（オイル）が飛散し、目に入ったり周囲を汚損する原因となることがあります。
2. グリースの取扱いには保護具等を使用して下さい。
目に入ったり皮膚に触れると視力障害・炎症を起こす原因となることがあります。
3. 潤滑システムの定期点検（グリース、オイル消費量管理・作動チェック等）を実施して下さい。
点検を忘れると軸受焼付等で機械故障の原因となることがあります。
4. 製品の定格仕様内および使用可能な環境条件の範囲内でご使用下さい。
定格仕様外ならびに特殊な雰囲気中（火気の側、爆発性雰囲気など）で使用すると機械故障・火災等の原因となることがあります。

品質保証について

保証内容は下記のとおりとさせていただきます。

保証期間	このカタログに記載の機器の保証期間は、製品納入日より1年間です。 グリース、オイル等の消耗品は、対象外とさせていただきます。
保証内容	製品の仕様・使用条件・環境については当社発行の仕様書、カタログに記載しています。 上記の範囲を超えてご使用される可能性のある場合又は、記載の無い条件や環境でのご使用或いは、高信頼性が要求される場合は、仕様書の取り交わしをお願いします。 万一、保証期間中に取扱説明書・注意書に従った使用状態で、故障した場合は無償修理とさせていただきます。 また、ここでいう保証は、ご購入または納入された本製品単体の保証に限るもので、本製品の故障や瑕疵から誘発される損害は除かせていただきます。
保証の免責事項	保証期間内でも、次の場合には原則として有料とさせていただきます。 (1) 使用上の誤り及び修理や改造による故障及び損傷 (2) 当社の仕様書、カタログ等に記載されている仕様条件、環境の範囲を超えた使用による故障及び損傷 (3) 当社指定以外の他製品との特殊な組み合わせ施工及び使用による故障及び不具合 (4) 施工上の不備に起因する故障及び不具合 (5) お買上げ後の取り付け場所の移設、落下等による故障及び損傷 (6) 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源、公害、塩害による故障及び損傷 (7) 車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷 (8) 法令、取扱説明書で要求される保安点検を行わないことによる故障及び損傷 (9) 日本国内以外でのご使用による故障及び損傷



ダイキン潤滑機設株式会社

本 社 〒564-0062 大阪府吹田市垂水町3丁目21番10号 ダイキン工業江坂ビル7階
TEL:(06)6337-2123(代) FAX:(06)6337-2125

東京営業所 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T&Dビル2階
TEL:(03)5643-0221(代) FAX:(03)5643-0225

名古屋営業所 〒464-0858 名古屋市中区千種千種1丁目15番1号
TEL:(052)732-6510 FAX:(052)732-6509

加古川駐在所 〒675-0137 兵庫県加古川市金沢町1番地
(株)神戸製鋼所鉄鋼カンパニー加古川製鉄所内
TEL:(079)435-0426 FAX:(079)435-0460

広島営業所 〒730-0052 広島市中区千田町2丁目10番10号 Yビル105号
TEL:(082)242-2171 FAX:(082)242-2172

九州営業所 〒802-0002 北九州市小倉北区京町3丁目14番17号
TEL:(093)551-7040 FAX:(093)551-7041

淀川工場 〒566-0044 大阪府摂津市西一津屋1番1号 ダイキン工業(株)淀川製作所内
TEL:(06)6349-3453 FAX:(06)6349-3455

ホームページアドレス <https://www.daikin-lubrication.co.jp/>

代理店